福山市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項,第2項,第4項及び第5項の規定に基づき実施した監査の結果報告を,同条第9項の規定により次のとおり公表します。

2023年(令和5年)2月20日

福山市監査委員 林 浩 二福山市監査委員 山 下 清福山市監査委員 大 田 祐 介福山市監査委員 生 田 政 代

福 監 査 報 告 第 1 号 2023年(令和5年)2月20日

福 山 市 長 枝 広 直 幹 様 福 山 市 議 会 議 長 熊 谷 寿 人 様 福山市教育委員会教育長 三 好 雅 章 様 福山市公平委員会委員長 藤 本 和 士 様

福山市監査委員 林 浩 二福山市監査委員 山 下 清福山市監査委員 大 田 祐 介福山市監査委員 生 田 政 代

監査結果報告について (提出)

地方自治法第199条第1項,第2項,第4項及び第5項の規定に基づき実施した監査の結果報告を,同条第9項の規定により提出します。

定期監査等結果報告

第1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査) 行政監査(地方自治法第199条第2項の規定による監査)

第2 監査の対象

市長公室情報発信課

総務局総務部 総務課 情報管理課

経済環境局 経済 部 経済総務課 産業振興課

環境部廃棄物対策課

保健福祉局ネウボラ推進部保育指導課

市 民 局 市 民 部 保険年金課 鞆支所 沼隈支所 消費生活センター

松永支所 松永地域振興課 松永保健福祉課

北部支所 北部地域振興課 北部保健福祉課 新市支所

東部支所 東部地域振興課 東部保健福祉課 神辺支所 神辺地域振興課 神辺保健福祉課

建 設 局 建設管理部 用地課

建築部 設備課

会計課

上下水道局 経営管理部 財務経営課 管財契約課

教育委員会 管 理 部 施設課 中央図書館

公平委員会

第3 監査の着眼点

事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資しているかに主眼を置いて実施した。

第4 監査の主な実施内容

- (1) 監査に当たっては、福山市監査基準に準拠して実施した。
- (2) 実地監査及び抽出による関係書類の検査・照合並びに関係職員の説明を聴取することにより実施した。
- (3) 主に財務に関する事務についての定期監査に加え、必要に応じて行政監査を実施した。

また、共通項目として、支出事務における履行確認について重点的に監査を行った。

第5 監査の実施場所及び日程

実施場所 福山市役所(福山市東桜町3番5号)及び監査対象所在地

日程 2022年(令和4年)8月29日から

2023年(令和5年) 1月31日まで

第6 監査の結果

事務処理及び事業執行並びに事業管理については、おおむね適正に処理されていた。なお、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、適正な措置を講じるよう求める。また、監査の際、軽易な事項については、その都度指導し改善されたので、記述を省略した。

市長公室 情報発信課

ふるさと納税に係る事務について

当該事務は、福山市ふるさと納税(ばらのまち福山応援寄附金)制度の実施に 当たって、ふるさと納税ポータルサイトを基幹とした寄附の募集、返礼品等の開 発・発送、広報活動等を行うものである。寄附金の収納に当たっては地方自治法 に基づく指定納付受託者制度等を活用している。

ポータルサイトの運用代行等業務は委託により実施しており、業者選定に当たっては、前年度の契約に際して、応募者から提出された企画提案書等を審査し、 選定した事業者と随意契約により実施している。

「指摘事項]

- ① 指定納付受託者制度の運用に当たっては、福山市会計規則に基づく契約を締結するなど、適正な実施に努められたい。
- ② ポータルサイトの運用代行等業務の委託契約に当たっては、福山市契約規則等に基づき必要事項を契約書に明記するとともに、履行確認において、完了報告に算定誤りが見受けられたため、受託者と連携して適切な履行、検査の実施体制を構築されたい。

[要望事項]

- ① 契約手続や支払手続における決裁権者や財政合議については、執行見込額に 基づくものとするなど、適切にされたい。
- ② 企画提案書に基づく業者選定に当たっては、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」を踏まえ、契約結果の公表など、適切に対応されたい。

総務局

総務部 総務課

本庁舎電話交換業務について

当該業務は、本庁舎における電話交換機による外線と内線の交換作業、庁内放送業務などを委託により実施するものである。

2021年度(令和3年度)から3年間の長期継続契約を締結しており、業者選定に当たっては、一般競争入札により実施している。

「要望事項」

履行確認に当たっては、決裁権者による完了認定が行われていなかったため、 福山市事務決裁規程等に基づき、適切に処理されたい。

総務部 情報管理課

現金取扱事務について

当該事務は、公文書の写しの交付等に係る費用、図録等売払代金等の収納業務に関わる現金を取り扱うものである。

「指摘事項」

現金取扱事務に当たっては、出納金整理簿の一部不備や指定金融機関等への払 込みの一部遅延があったため、福山市会計規則等に基づき、適正に処理されたい。 [要望事項]

収納業務に当たっては、「公金取扱マニュアル」を実態に応じた内容となるよう、適切に更新されたい。

経済環境局

経済部 経済総務課

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について

当該制度は、国が認定した地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額を控除するもので、地方創生に取り組む地方公共団体を企業が支援するものである。

本市においては、2017年度(平成29年度)から寄附を受け入れており、寄附の受入れに係る事務処理は良好であった。

「要望事項」

寄附の対象事業として魅力ある事業の提示や企業への一層の周知に努め、当該制度の推進に引き続き取り組まれたい。

経済部 産業振興課

中小事業者売上回復応援金について

当該事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による、まん延防止等重点措置の 実施に伴い、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少し た中小事業者を支援するため、応援金を給付するものである。

応援金の給付に当たっては、「福山市中小事業者売上回復応援金給付要綱」等に基づき、審査、給付決定等が行われており、事務処理は良好であった。

応援金の申請受付等については、委託により実施している。業者選定に当たっては、緊急性が高く、応援金を迅速かつ確実に給付する必要があることから、同種業務の受注実績がある業者と随意契約により実施しており、契約から支出までの事務処理は良好であった。

環境部 廃棄物対策課

資源回収推進団体補助について

当該補助は、家庭から出るごみのうち資源として再利用できるものを回収する 資源回収活動を奨励し、ごみの減量化を図るとともに、廃棄物処理に対する市民 意識を高めることを目的として、資源回収活動を行う団体に対し、補助金を交付 するものである。

補助金交付に当たっては、「福山市資源回収推進団体補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき、審査、交付決定等が行われている。

「要望事項」

- ① 交付要綱については、補助金の申請に必要な書類を漏れなく定めるなど、見直しを検討するとともに、申請書等の受付、審査、保存について確実に行われたい。
- ② 補助金の交付決定に当たっては、福山市事務決裁規程に基づく決裁権者による決裁となるよう、整理されたい。

保健福祉局

ネウボラ推進部 保育指導課

園児食事代収入事務について

当該事務は、市立保育所及び市立認定こども園の利用児童への食事の提供に係る費用を保護者から徴収するものである。

「指摘事項

- ① 園児食事代の徴収に当たっては、口座振替の場合に、地方自治法等に定める 納入の通知の実施状況が不明確であったため、適正に行われたい。
- ② 未納となった園児食事代について、福山市債権管理条例等に定める方法による督促を行うなど、適正な徴収管理を実施されたい。

「要望事項」

欠食日数に基づく園児食事代の減額に当たっては,各保育所等からの必要な報告が適正になされるよう,マニュアルの整備や報告様式の改善に努められたい。

市民局

市民部 保険年金課

国民年金入力業務について

当該業務は、国民年金に係る各種届出等を取りまとめて日本年金機構へ報告する業務において、国民年金システムへの入力業務を委託により実施するものである。

業者選定に当たっては、一般競争入札により実施している。

[要望事項]

開札の執行に当たっては、入札参加者の確認等について「委託契約事務の手引」 に基づき、適正に実施されたい。

市民部 鞆支所, 沼隈支所

警備業務について

当該業務は、鞆支所・鞆公民館、ぬまくま市民交流センターにおける警備業務を委託により実施するものである。

鞆支所・鞆公民館においては2022年度(令和4年度)から3年間,ぬまくま市民交流センターにおいては2020年度(令和2年度)から3年間,指名競争入札により長期継続契約を締結しており,契約から支出までの事務処理は良好であった。

市民部 消費生活センター

消費生活に係る相談・苦情対応及び啓発活動について

当該業務は、消費者安全法に基づき、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活相談員等により、消費生活に関する相談及び苦情に対応するとともに、市民等への啓発及び情報提供を行うものである。

「要望事項」

消費者の安全確保のため、消費生活に関する相談及び苦情に的確に対応できるよう、引き続き、相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携を図る中で、効果的な啓発及び情報提供に取り組まれたい。

松永支所 松永地域振興課 北部支所 北部地域振興課 東部支所 東部地域振興課 神辺支所 神辺地域振興課

地域まちづくり推進事業補助について

当該補助は、住民主体の地域づくりに向けて、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、各地域振興課所管のまちづくり推進委員会が行う事業に要する経費を補助金として交付するものである。

補助金交付に当たっては、「福山市地域まちづくり推進事業実施要綱」等に基づき、審査、交付決定等が行われている。

「指摘事項】

- ① 事業報告書の審査に当たっては、補助対象事業費の精査が不十分な例が見受けられたため、適正な審査事務を実施されたい。
- ② 北部地域振興課においては、変更支出負担行為の際に財政合議がされていなかったため、福山市予算規則に基づき、適正に実施されたい。

[要望事項]

事業計画変更承認手続について、各地域振興課の間で取扱いに異なる点が見られたため、主管課であるまちづくり推進課と連携の上、統一的な運用を図られたい。

松永支所 松永保健福祉課, 北部支所 北部保健福祉課 東部支所 東部保健福祉課, 神辺支所 神辺保健福祉課

狂犬病予防等手数料について

当該事務は、狂犬病予防法等の規定に基づき、拠点支所の保健福祉課において、 犬の登録や狂犬病予防に係る手数料を収入し、申請者に対して犬の鑑札及び狂犬 病予防注射済票の交付等を行うものである。

「要望事項」

神辺保健福祉課においては、申請書の受付時に申請内容と犬の登録情報との照合が不十分な事例や、福山市会計規則等に基づく出納金整理簿の記録の遅滞が見受けられたため、適切に処理されたい。

北部支所 新市支所

しんいち市民交流センター建築物等定期点検業務について

当該業務は、建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、しんいち市民交流センター に設置される昇降機を除く特定建築設備等の損傷、腐食その他の劣化状況の点検 を、有資格者に委託して実施するものである。

業者選定に当たっては、指名競争入札により実施している。

「指摘事項」

- ① 指名競争入札の実施に当たっては、業務実施に必要な前提条件を含め、福山 市契約規則に基づく必要事項の通知を確実に行われたい。
- ② 完了検査に当たっては、仕様書に記載した点検の内容が網羅されている報告書を徴するなど、適正な履行確認を行われたい。

[要望事項]

契約関係書類の作成に当たっては、業務内容を確実に反映したものとされたい。

建設局

建設管理部 用地課

土地の貸付けについて

当該貸付けは、土地区画整理事業等の施行のために取得した土地の残地など、引き続き保有する土地を一時的に貸し付けるものである。貸付けに当たっては、福山市普通財産(不動産)貸付要領等に基づき実施している。

[要望事項]

貸付財産については、引き続き使用実態を把握し、適正な管理に努められたい。

建築部 設備課

本庁舎昇降機保守業務について

当該業務は、本庁舎昇降機の正常かつ良好な運転を確保するため、保守業務を 委託により実施するものである。

業者選定に当たっては、当該設備の製作者から技術を承継した者と随意契約により実施している。

「要望事項」

- ① 設計金額の積算に当たっては、「委託契約事務の手引」に基づき、適切に処理されたい。
- ② 契約書の作成に当たっては、月毎に支払う場合の支払条件や支払金額の記載をするなど、関係課と連携して十分確認されたい。

会計課

OCRシステム導入業務について

当該業務は、納入済通知書等を読み取り、収納データを作成し、作成データを 基に各システムの消込作業を行うなど、収納業務の安定的な運用を確保するため の機器を導入するものである。契約内容は、システム開発業務委託と、2022 年 (令和4年) 11月から5年間の長期継続契約となる機器の賃貸借であり、両者を 一括して契約している。

業者選定に当たっては、一般競争入札により実施しており、契約から支出までの事務処理は良好であった。

上下水道局

経営管理部 財務経営課

集約化サーバ機器等保守業務について

当該業務は、上下水道局が所管する各種業務システムを一元管理している集約化サーバ機器等の保守業務を委託により実施するものである。

業者選定に当たっては、当該機器等の納入業者と随意契約により実施している。 [要望事項]

履行確認に当たっては、仕様書に定める書類の提出が受注者において確実になされるよう指導されたい。

経営管理部 管財契約課

上下水道局庁舎清掃業務について

当該業務は、福山市上下水道局の庁舎等における清掃業務を委託により実施するものである。2020年度(令和2年度)から3年間の長期継続契約を締結しており、業者選定に当たっては、一般競争入札により実施している。

「指摘事項]

作業実施報告書については、一部不整合があったため、内容を精査し、確実な 履行確認に努められたい。

教育委員会

管理部 施設課

教育財産の使用許可に伴う収入事務について

当該事務は、施設課が所管する教育財産の目的外使用の許可を行い、その使用 料を徴収又は減免するものである。

[指摘事項]

使用料の徴収については、福山市行政財産の使用料に関する条例に基づき、適切な時期に調定し、期限内に徴収されたい。

「要望事項」

- ① 使用許可に当たっては、福山市財産管理規則に基づき、許可期間の設定、期限内の誓約書提出など適切に対応されたい。
- ② 使用料の減免に当たっては、福山市教育委員会事務決裁規程に基づく決裁権者による決裁となるよう、整理されたい。

管理部 中央図書館

図書の購入について

当該事務は、福山市図書館資料収集規程等に基づき、市民ニーズを把握する中で、各図書館の選書会議において図書等の選定を行い、必要な図書等の購入を行うものである。

「要望事項」

図書の購入に当たっては、引き続き、市民ニーズの把握に努めるとともに、適切な選書及び購入を行われたい。

公平委員会

財務事務について

当該事務は、公平委員会の業務に必要な物品の購入、全国公平委員会連合会等の負担金の支出などを行うものである。

[指摘事項]

負担金の支出負担行為を整理する時期に不整合が見られたため、福山市予算規 則に基づき、適切に実施されたい。

【共通項目】

履行確認について

当該事務は、地方自治法等に基づき、支出の対象となる契約等の履行又は給付の完了の確認を行うものである。各課の個別調査項目の結果において表示した事項を除き、事務処理は良好であった。

工事監査結果報告

第1 監査の種類

随時監査(地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査)

第2 監査の対象

市 民 局 北 部 支 所 北部建設産業課 神 辺 支 所 神辺建設産業課

第3 監査の着眼点

事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資しているかに主眼を置いて実施した。

第4 監査の主な実施内容

- (1) 監査に当たっては、福山市監査基準に準拠して実施した。
- (2) 今回の監査は、財務に関する事務のうち、工事を対象として実施した。
- (3) 2022年度(令和4年度)において施工中の土木工事2件を抽出して、その計画、設計、積算、施工状況、施工管理等について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取するとともに工事現場の実地調査を行った。

なお、実施に当たっては専門的知識を補完するため、公益社団法人大阪技術振 興協会に委託し、派遣技術士の協力を得て監査した。

第5 監査の実施場所及び日程

実施場所福山市役所(福山市東桜町3番5号)及び各工事現場日程2022年(令和4年)10月12日から同年12月23日まで

第6 監査の結果

監査の結果、各工事とも指摘すべき問題点は見られず、適正であった。引き続き、 各工事における施工管理等について、適正な執行に努められたい。

市民局

北部支所 北部建設産業課

道路改良工事(下有地向永谷線) 芦田町地内

工事施工に当たっては、施工状況の確認等は的確に行われており、施工管理は 良好であった。

[要望事項]

引き続き、工程管理、品質管理の充実を図り、安全な施工に努められたい。

(参考) 工事の概要

工事延長 L=64.0m 道路幅員 W=5.0m

重力式擁壁工、ブロック積擁壁工、水路工、舗装工、構造物取り壊し工

神辺支所 神辺建設産業課

排水施設整備工事(下御領地区) 神辺町地内

工事施工に当たっては、関係機関と協議を行う中で、河川区域内の限られた土 地で適切な工法の選択と設計がなされ、施工状況の確認等も的確に行っており、 施工管理は良好であった。

[要望事項]

安全管理については、見通しのきく工事用の仮設フェンス等により、第三者の 侵入防止対策に一層努めるとともに、赤色灯や投光器等を設置し、夜間の安全確 保にも留意されたい。

(参考) 工事の概要

ポンプ井本体工、地盤改良工、仮設工ほか